

## 新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて】

(昭和40年10月1日蔵関第1095号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">蔵関第1095号 昭和40年10月1日 改正 蔵関第235号 平成12年3月31日 改正 蔵関第791号 平成12年9月28日 改正 財関第1027号 平成15年9月30日 改正 財関第719号 平成19年5月31日 改正 財関第1207号 平成19年9月20日 改正 財関第1360号 平成27年12月21日 改正 財関第178号 平成30年2月15日 改正 財関第1694号 平成30年12月21日 <u>改正 財関第125号</u> <u>平成31年1月31日</u></p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省政策統括官から通知があったので、平成28年1月1日からこれにより実施されたい。</p> <p><b>別添</b></p>	<p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて</p> <p style="text-align: center;">蔵関第1095号 昭和40年10月1日 改正 蔵関第235号 平成12年3月31日 改正 蔵関第791号 平成12年9月28日 改正 財関第1027号 平成15年9月30日 改正 財関第719号 平成19年5月31日 改正 財関第1207号 平成19年9月20日 改正 財関第1360号 平成27年12月21日 改正 財関第178号 平成30年2月15日 改正 財関第1694号 平成30年12月21日</p> <p>標記のことについて、別添のとおり農林水産省政策統括官から通知があったので、平成28年1月1日からこれにより実施されたい。</p> <p><b>別添</b></p>
財務省關稅局長 殿	財務省關稅局長 殿

## 新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて】

(昭和40年10月1日蔵閣第1095号)

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
農林水産省政策統括官	農林水産省政策統括官
<p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて</p> <p><u>経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定（以下「日EU・EPA」という。）の発効に伴い、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いの一部を下記のとおり変更すること</u>としましたので、周知方よろしくお願ひいたします。</p>	<p>砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて</p> <p><u>環太平洋パートナーシップ協定の締結及び環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定の締結に伴う関係法律の整備に関する法律（平成28年法律第108号）における砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）の改正に基づき、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国において効力を生ずる日から、輸入加糖調製品について、その輸入申告前に、独立行政法人農畜産業振興機構（以下「機構」という。）への売渡し及び機構からの買戻しが必要となること等から、砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いを下記のとおりとし、別紙様式3（輸入加糖調製品の様式）の追加並びに別紙様式1（指定糖の様式）、別紙様式2（異性化糖等の様式）、別紙様式4（指定でん粉等の様式）及び別紙様式5（連絡票の様式）の改正をすること</u>としましたので、周知方よろしくお願ひいたします。</p>
記	記
1～6 (省略)	1～6 (同左)
(輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合等の取扱い)	(輸入申告の数量が買入れ承諾書記載数量を超える場合の取扱い)
7 輸入検査の結果、輸入申告の数量が買入れ承諾書の数量を超えると認められる場合（輸入加糖調製品にあっては、関税の課税標準額が買入れ承諾書の関税の課税標準となるべき価格を超えると認められる場合を含む。） <u>及び買入れ承諾書の適用欄に「EU」と記載されたものを添付し</u>	7 輸入検査の結果、輸入申告の数量が買入れ承諾書の数量を超えると認められる場合（輸入加糖調製品にあっては、関税の課税標準額が買入れ承諾書の関税の課税標準となるべき価格を超えると認められる場合を含む。）には、買入れ承諾書（原本）の補正を受けさせた上、輸入を許可

## 新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて】

(昭和40年10月1日蔵関第1095号)】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>て輸入申告された輸入加糖調製品（<u>関税暫定措置法別表第一第1806.20号の二の（一）のBに掲げるもの、同表第2101.11号の一に掲げるもの、同表第2106.10号の二の（一）のBに掲げるもの及び同表第2106.90号の二の（二）のEの（a）のハの（ロ）のIIIの（I）に掲げるもののうち小売用の容器入りにしたもの（容器とともに一個の重量が五〇〇グラム以下のものに限る。）に限る。</u>）について、<u>日EU・EPAの規定により関税の譲許の便益が適用されない場合</u>には、買入れ承諾書（原本）の補正を受けさせた上、輸入を許可することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。</p> <p>(1) (省略)</p> <p>(2) 輸入申告者から買入れ承諾書（写し）の再提出があった場合は、機構本部の買入れ承諾数量（輸入加糖調製品にあっては、関税の課税標準となるべき価格を含む。）の補正を確認の上輸入を許可すること。  <u>また、上記の日EU・EPAの規定により関税の譲許の便益が適用されない輸入加糖調製品にあっては、買入れ承諾書の適用欄の「EU」が「-」に補正されていることを確認の上輸入を許可すること。</u></p>	<p>することとなるが、この場合の取扱いは次によるものとする。</p> <p>(1) (同左)</p> <p>(2) 輸入申告者から買入れ承諾書（写し）の再提出があった場合は、機構本部の買入れ承諾数量（輸入加糖調製品にあっては、関税の課税標準となるべき価格を含む。）の補正を確認の上輸入を許可すること。</p>
8・9 (省略)	8・9 (同左)

## 新旧対照表

【砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律に基づく指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の輸入通関における取扱いについて】

(昭和40年10月1日蔵関第1095号)

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
別紙様式1～4 (省略)	別紙様式1～4 (同左)
<b>別紙様式5</b>	<b>別紙様式5</b>
連絡票	連絡票
平成 年 月 日	平成 年 月 日
独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿	独立行政法人農畜産業振興機構理事長殿
税 関	税 関
下記買入れ承諾書に係る指定糖等について、当関で輸入の検査を行ったところ、その輸入量（又は関税の課税標準額）が買入れ承諾書に記載された買入れ承諾数量（又は関税の課税標準となるべき価格）を超過すること等が判明しましたので、連絡します。	下記買入れ承諾書に係る指定糖等について、当関で輸入の検査を行ったところ、その輸入量（又は関税の課税標準額）が買入れ承諾書に記載された買入れ承諾数量（又は関税の課税標準となるべき価格）を超過することが判明しましたので、連絡します。
記	記
1 買入れ承諾書の番号 2 買入れ承諾数量（又は関税の課税標準となるべき価格） 3 輸入申告番号 4 税関検査により確認された輸入数量（又は関税の課税標準額） 5 超過数量（又は超過した関税の課税標準額） <u>6 日EU・EPA税率の不適用</u>	1 買入れ承諾書の番号 2 買入れ承諾数量（又は関税の課税標準となるべき価格） 3 輸入申告番号 4 税関検査により確認された輸入数量（又は関税の課税標準額） 5 超過数量（又は超過した関税の課税標準額）
別紙様式6・7 (省略)	別紙様式6・7 (同左)